

## 役員報酬の規程について

役員報酬は定款の定めにより無報酬である。

以下定款の抜粋のとおり

社会福祉法人三保会 定款

第4章 役員及び職員

(役員報酬等)

第23条 理事及び監事の報酬については、理事及び監事の地位にあることのみによっては支給しない。

2 理事及び監事には費用を弁償することができる。